

○財務省告示第三百九十四号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
 平成二十二年十一月十八日に発行した利付国債の  
 発行条件等を次のとおり告示する。  
 平成二十二年十二月三日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法	六 発行額
利付国庫債券（十年）（第二百七 十九回、第二百八十回、第二百 八十一回、第二百八十四回及び 第二百八十五回）及び利付国庫 債券（二十年）（第五十八回、第 六十回、第六十一回、第六十二 回、第六十三回及び第七十回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号。 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。 額面金額で二千九百九十六億円 内訳（別表のとおり）					





名称及び記号	利率（年）	償還期限	（発行額） （額面金額）
（利付） （第十回） （二十年） （国庫債券）	二・〇％	日年平 三成 三月 二十五	億三 百七 十二
（利付） （第十回） （二十年） （国庫債券）	一・四％	日年平 十成 三月 二十四	二十 億 円
（利付） （第十回） （二十年） （国庫債券）	一・九％	日年平 九成 三月 二十四	四十 億 円
（利付） （第十回） （二十年） （国庫債券）	一・七％	日年平 三成 二月 二十九	円百 三十三 億
（利付） （第十回） （二十年） （国庫債券）	一・七％	十年平 日十成 二月 二十八	円二 百六十 億
（利付） （第十回） （二十年） （国庫債券）	二・〇％	日年平 六成 二月 二十八	三百 二億 円
（利付） （第十回） （二十年） （国庫債券）	一・九％	日年平 六成 二月 二十八	億五 百三 十二
（利付） （第十回） （二十年） （国庫債券）	二・〇％	日年平 三成 二月 二十八	四百 二億 円

（別表）

十八 元利金支 日本銀行  
十九 払場所 財務大臣から通知を受けた者  
二十 払込期日 平成二十二年十一月十八日

（（利 第二付 七十国 十年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 六十国 十年庫 三）債 回）券	（（利 第二付 六十国 十年庫 二）債 回）券
二 ・ 四 %	一 ・ 八 %	○ ・ 八 %
日年平 六成 月三 二十 十六	日年平 六成 月三 二十 十五	日年平 六成 月三 二十 十五
円三 百 十 八 億	円三 百 十 一 億	三 百 六 億 円